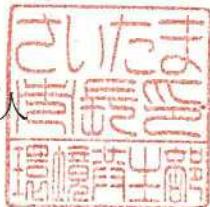


環環環対第 5779 号
令和 5 年 12 月 22 日

さいたま市長 清水 勇人 様
(食肉市場・道の駅施設整備準備室)

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 11 条第 1 項の規定により、(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅) 環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

記

(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅) に関する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。) については、次の事項を勘案して作成すること。

1 全体事項

- (1) 調査計画書では誤記載、不明瞭な表現が散見されていることから適切に修正するとともに、準備書の作成にあたっては、最新の資料を確認し、簡潔明瞭かつ分かりやすい表現、図表とすること。
- (2) 準備書の作成にあたっては、意見書などを真摯に受け止め、周辺環境に十分配慮したものとすること。

2 大気質

- (1) 各調査項目における調査地点について、その選定理由を含め詳細を記載すること。

- (2) 二酸化窒素の予測評価について、四季の現地調査結果の取扱い根拠を明らかにすること。
- (3) 事業特性から、炭化水素の測定を検討すること。

3 水質・水象

- (1) 工事中及び供用時の雨水排水について、詳細な処理計画を記載すること。
- (2) 農業用排水について、現況の詳細な流路を記載すること。併せて、工事前後の変化も予測評価すること。
- (3) 現場でのコンクリート打設時の排水処理について記載すること。
- (4) 水質に係る調査の方法の表 4.4-1について、全項目を表記し適切な表とすること。
- (5) 水質に係る予測評価の方法の表 4.4-2(2)および調査地点の図 4.4-1に誤記載があるため、適切な図表とすること。
- (6) 河川流量の調査時期について、適切な時期に実施しその根拠を明らかにすること。

4 地盤・地象

- (1) 事業実施区域が泥炭堆積層を含む軟弱地盤であると考えられるため、評価項目に存在・共用時の地盤沈下、工事中、存在・共用時における土地の安定性を追加するよう検討すること。
- (2) 原地盤の軟弱性について、既存資料調査結果を参考とし、適切に対応すること。

5 動物

- (1) 具体的な調査方法について、事業実施区域の現況を考慮したものとすること。
- (2) 現地調査等の結果について、出来る範囲で数値化すること。
- (3) 底生動物や水生昆虫について、用水路でも調査すること。
- (4) 水生生物の調査について、それぞれ適切な時期に実施し、調査期間・頻度の根拠を明らかにすること。

- (5) 事業実施区域内から区域外への移動について、種類毎に適切に予測地域を設定し評価すること。
- (6) 既存資料や聴き取り調査においては、出典等を明確にした上で整理、解析を行うとともに、適切に現地調査を実施し、予測評価すること。
特に、猛禽類については、「埼玉県オオタカ等保護指針」などとの整合性が図られていることが重要である。
- (7) サケが遡上する河川が関係地域内に存在するという寄せられた意見について適切に対応すること。

6 植物

植物の各調査項目について、それぞれ適切な時期に実施し、調査期間・頻度の根拠を明らかにすること。

7 景観

調整池の景観について、自然的な工夫を取り入れるなどし、土地利用の連続性に配慮すること。

8 廃棄物等

- (1) 産業廃棄物の適正保管に支障が生じることのないよう産業廃棄物排出量の予測を行うこと。
- (2) ごみの排出抑制（減量化）と再生利用の促進を図るとともに、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合には、再資源化に資する優良事業者の選定に配慮すること。

9 地域交通

- (1) 事業地西側の出入り口について、交通安全上の問題が無いようにすること。
- (2) 駐車需要の算出について、妥当性の説明をより詳しく記載すること。
- (3) 小型駐車場への左折レーンの必要性について検討し、その結果を記載すること。

- (4) バリアフリー対応型駐車マスについて、適切に配置し、その根拠を明らかにすること。
- (5) 自転車、自動二輪車及びEV対応駐車設備について、適切に配置し、その根拠を明らかにすること。
- (6) 国道16号線の内回り、外回りからの流入台数及び内回り左折レーンの滞留長と台数について、適切に予測評価するだけでなく、具体的な数値も明らかにすること。
- (7) パックヤードや従業員用口等の使用状況などもふまえた予測評価とすること。
- (8) 「緑のヘルシーロード」を利用する自転車や歩行者の移動ルートも考慮した予測評価を行うこと。

10 文化財

- (1) 埋蔵文化財包蔵地に関連する説明が不明瞭であるため、よりわかりやすい説明とすること。
- (2) 自然環境の保全を目的として法令等の規定により指定された地域の表5.2-1に誤記載があるため、適切な表とすること。